

第2回「京都府新たな移住に関する条例検討委員会」

次 第

日時：令和2年12月24日（木）10時00分～12時00分
於：Zoom ビデオウェビナー（ホテルルビノ京都堀川2階加茂）

1 開 会

2 報 告

- (1) 第1回 条例検討委員会の振り返りについて
- (2) 第2回 新たな移住・定住に関する研究会について

3 議 事

- (1) 条例の改正等の方向性について
- (2) 論点1 支援対象となる者の範囲について
 - 論点2 移住促進特別区域のあり方について
 - 論点3 登録空家及び登録農地のあり方について
- (3) その他

4 閉 会

第2回「京都府新たな移住に関する条例検討委員会」

出席者名簿

■委員

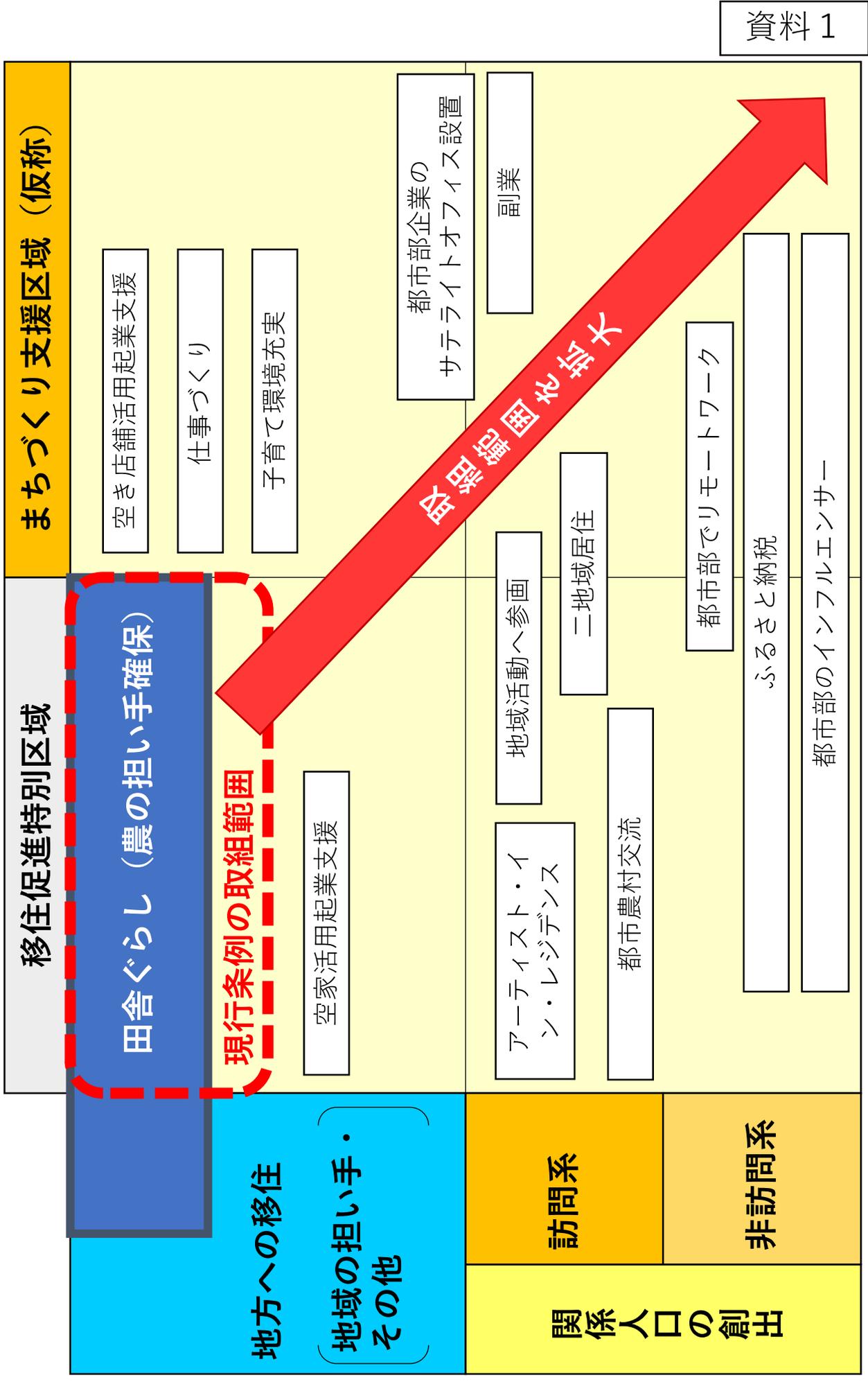
氏名	団体・所属等	職名	備考
小畑 英明	一般社団法人 京都経営者協会	会長	
黒坂 則子	同志社大学法学部	教授	欠席
鈴木 博之	株式会社国際電気通信基礎技術研究所 (ATR)	代表取締役専務	
田中 大貴	d:matcha	代表取締役	
田村 篤史	京都移住計画	代表	
辻田 素子	龍谷大学経済学部現代経済学科	教授	
中川 正樹	株式会社丹後王国ブルワリー	代表取締役	
山極 寿一	京都大学	前総長	

※五十音順

■京都府

氏名	職名	備考
山下 晃正	副知事	欠席
本永 治彦	企画調整理事	
西村 嘉高	企画参事 (北部担当)	
田村 匠	農村振興課長	
田淵 功	経営支援・担い手育成課長	

新たな移住に関する条例の取組範囲拡大イメージ



資料 1

京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用 条例の改正等の方向性について

1 条例の概要

(1) 京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例の1年延長

- 本条例は、平成28年度から、農山村地域の活性化に寄与することを目的として、移住の促進及び地域住民の居住環境の保全等を図り、不動産取得税の軽減、補助金、金利負担の軽減の三位一体の支援策を実施
- これまで、本条例に基づく施策の実施等を通じて、府内とりわけ農山村地域における移住者数の増加や空家の利用促進の取組等を推進
- 条例が、令和3年3月31日で失効することから、新型コロナの影響等を踏まえるとともに、現行条例に基づく施策の実施が必要であるため、1年延長の改正を検討

(2) 新たに条例に盛り込む内容

- 近年の移住の多様化に加え新型コロナの影響により、働き方や住まい方等が大きく変化しつつあるため、移住の概念を幅広く捉え直すことにより、一人ひとりの夢や希望が実現できるような地域振興につながる条例を検討
- 移住の多様化に対応するため、地域に関わる又は地域に関わりを持とうとする者（関係人口）を支援の対象とするとともに、移住に資する取組を行う地域を市町村において新たに地域指定し、移住者に加え、関係人口も地域振興の担い手として取り込むことを検討
- 新型コロナの影響によるテレワークの増加等、働き方の変化を踏まえ、地域へ関心を持った者に対する移住・定住を促し、地域振興を図ることを通して、子育てにやさしいまちづくりや仕事づくりに資する総合的な施策を検討
- 現行条例に基づく移住促進に関する成果も踏まえ、不動産取得税の軽減、補助金、金利負担の軽減の三位一体の支援策については継続

支援対象となる者の範囲について

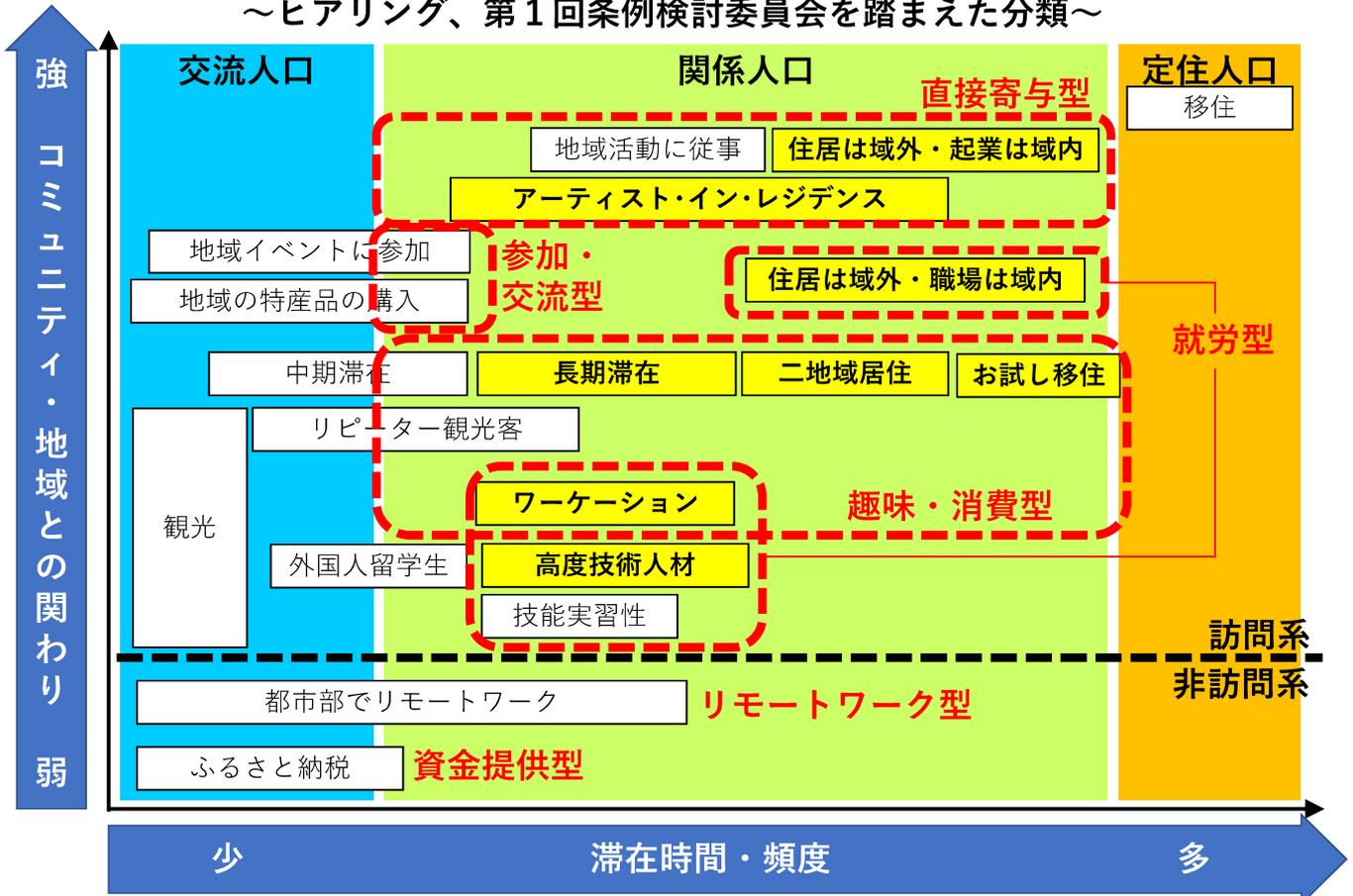
▶ 地域と関わろうとする人で移住しない人(住所を移さない人)について、どこまで支援するか？

- ・ 住居等を持つ人(不動産の取得者等)
- ・ 起業、交流の場づくり等、移住促進に繋がる取組を行う人
(小売店舗の起業者、サテライトオフィス設置者等)

<研究会意見>

- 外部人材が地域の人気づいていない資源に対する価値観を作ると地域の自信になるため、その魅力を地域と協働して磨くことが重要。
- 行政は黒子となり、大学やその地域に居るユニークなプレイヤーが表側に出てくる方が外部人材が関わりやすい。

交流から関係人口さらに定住人口へ変遷する各ステージについて ～ヒアリング、第1回条例検討委員会を踏まえた分類～



移住促進特別区域のあり方について①

▶ 移住を促すべき地域とは？

現在は

・ 農山漁村地域(条件不利地域)

・ 市町村が移住を促進したい地域

→ 府外から移住者を受け入れる体制整備及び希望等がある場合、人口集中地区等の市街地を含めることに課題があるか？

<研究会意見>

- 移住条例の移住促進特別区域が現在100地域近くあるが、差異をどのように発信していくかがポイントではないか。
- 移住者を望んでいない地域に移住することを避けるため、受け入れたいと手を挙げた地域で取り組むべき。

移住促進特別区域のあり方について②

▶ 農山漁村地域に限定しない場合、条件不利地域への移住を損なわないために何が必要か？

(地域と移住者の求める内容のミスマッチ防止が重要)

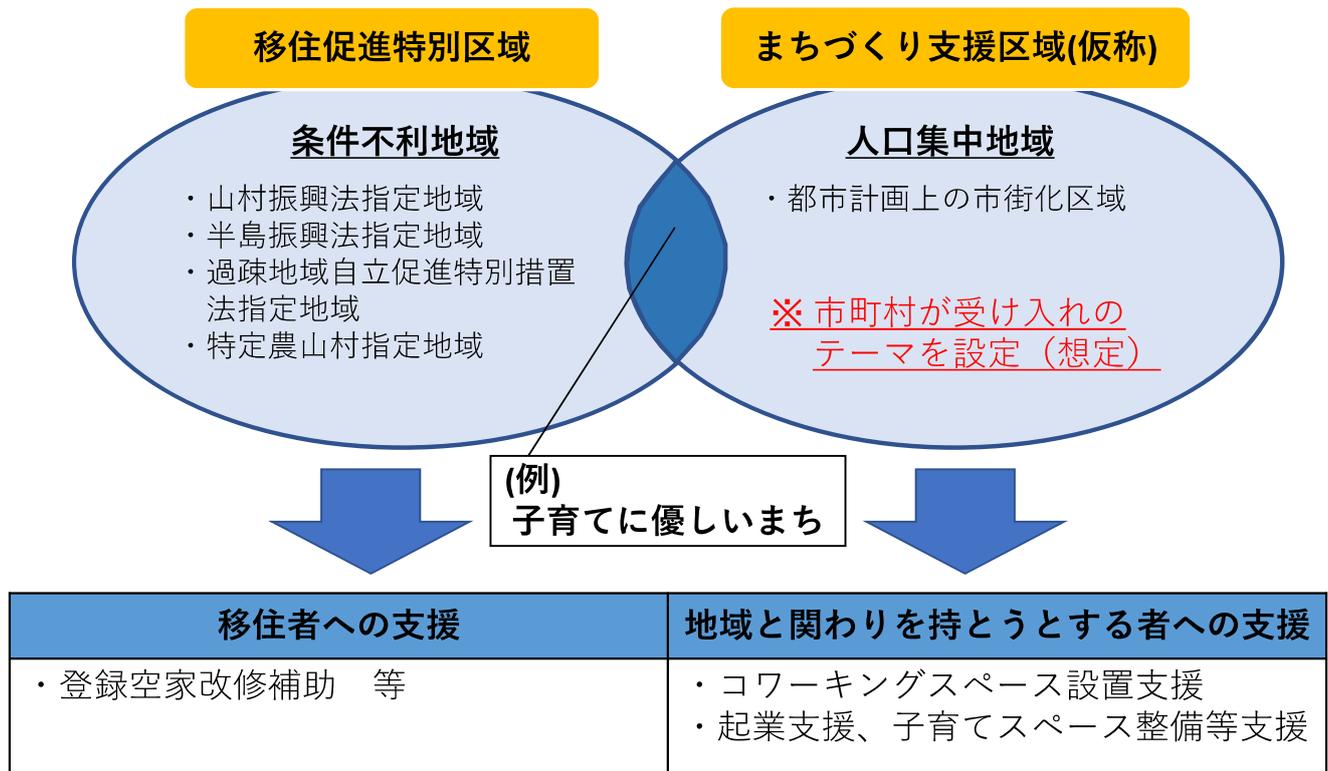
- ・ 地域によって支援に差をつける
- ・ 地域ごとにテーマを設定、該当する移住者に対して支援を実施してはどうか。

(テーマ例) 子育て環境・・・子育て世帯の住まい改修支援
文化芸術・・・防音設備、アトリエ改修支援
学び・・・Web環境整備支援

<研究会意見>

- 地域の人が望むことと地域外の人が魅力に感じることはミスマッチしている可能性があり、地域が望んでいることをすると成功しない虞がある。

移住促進特別区域とまちづくり支援区域(仮称)のイメージ(案)



論点3

登録空家及び登録農地のあり方について

▶現状と課題

空家及び農地の登録(第9~10条関係)

→登録空家及び登録農地は不動産取得税減免の対象となる

○登録空家数 合計602件 内マッチング成立230件
(累計

H28:92件、H29:158件、H30:143件、R1:209件)

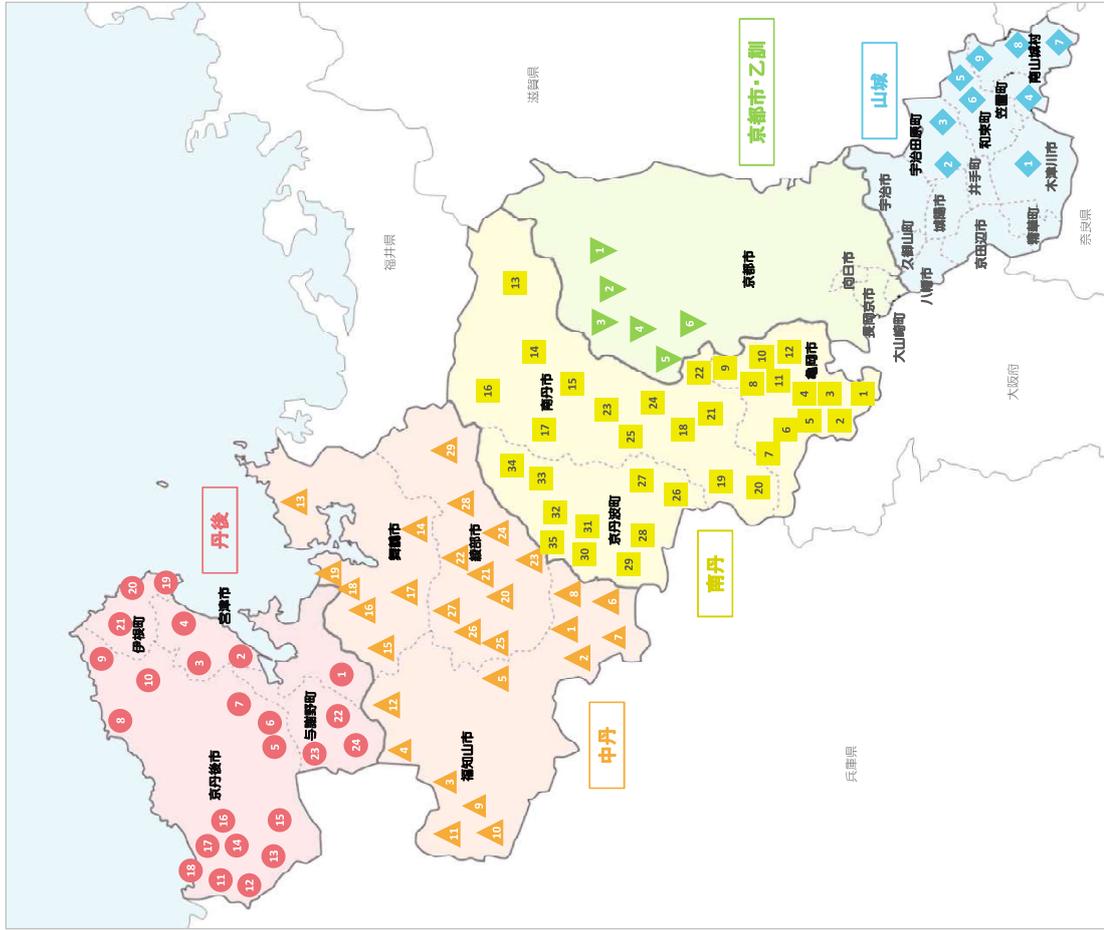
○登録農地数 合計1件
(H30:1件)

移住促進特別区域

(令和2年12月15日時点)
指定区域:16市町村103地区

移住促進特別区域

(令和2年12月15日時点)
指定区域:16市町村103地区



丹後

- 1 宮津市上宮津(かみみやづ)地区
- 2 宮津市府中(ふちゅう)地区
- 3 宮津市世屋(せや)地区
- 4 宮津市善老(よろろ)地区
- 5 京丹後市大宮町大宮南(おおみややみなみ)地区
- 6 京丹後市大宮町三重・森木(みえ・もりもと)地区
- 7 京丹後市大宮町五十河(いひがわ)地区
- 8 京丹後市丹波町間人(まいたに)地区
- 9 京丹後市丹波町宇川(うがわ)地区
- 10 京丹後市弥栄町野間(のま)地区
- 11 京丹後市久美浜町久美浜一区(くみはまいっく)地区
- 12 京丹後市久美浜町久美浜二区(くみはまにく)地区

中丹

- 1 福知山市上六人部(かみむとべ)地区
- 2 福知山市中六人部(なむとべ)地区
- 3 福知山市三岳(みたけ)地区
- 4 福知山市雲原(くもはら)地区
- 5 福知山市佐賀(さが)地区
- 6 福知山市三和町菟原(うはら)地区
- 7 福知山市三和町川合(かわい)地区
- 8 福知山市夜久野町下夜久野(しもやくの)地区
- 9 福知山市夜久野町中夜久野(なやかやの)地区
- 10 福知山市夜久野町上夜久野(かみやくの)地区
- 11 舞鶴市大浦(おおうら)地区
- 12 舞鶴市池内(いけうち)地区
- 13 舞鶴市岡田上(おかだかみ)地区

南丹

- 1 亀岡市車別院(かしばついでん)地区
- 2 亀岡市西別院(にしへついでん)地区
- 3 亀岡市菅我部(すがべ)地区
- 4 亀岡市吉川(よしかわ)地区
- 5 亀岡市薄田野(ひえだの)地区
- 6 亀岡市宮前(みやさき)地区
- 7 亀岡市東本柵(ひがしほんめ)地区
- 8 亀岡市馬路(うまじ)地区
- 9 亀岡市旭(あさひ)地区
- 10 亀岡市河原林(かわらばやし)地区
- 11 亀岡市保津(たづ)地区
- 12 南丹市美山町平屋(ひらや)地区
- 13 南丹市美山町半島(みやしま)地区
- 14 南丹市美山町鶴ヶ岡(つるがおか)地区
- 15 南丹市美山町大野(おほの)地区
- 16 南丹市岡部町川辺(かわべ)地区

京都府・乙訓

- 1 京都市右京区京北黒田(けいほくくろだ)地区
- 2 京都市右京区京北山国(けいほくやまくに)地区
- 3 京都市右京区京北弓削(けいほくゆづ)地区

山城

- 4 木津川市加茂町瓶原(みかのぼら)地区
- 5 宇治田原町田原(たわら)地区
- 6 宇治田原町宇治田原(うじたわら)地区
- 7 笠置町笠置町(かさぎちよう)地区
- 8 和東町湯船(ゆぶね)地区

丹波

- 13 京丹後市久美浜町川上(かわかみ)地区
- 14 京丹後市久美浜町瀬部(かいいべ)地区
- 15 京丹後市久美浜町佐瀬(さの)地区
- 16 京丹後市久美浜町田村(たむら)地区
- 17 京丹後市久美浜町神野(かんの)地区
- 18 京丹後市久美浜町湊(みなと)地区
- 19 伊根町伊根(いね)地区
- 20 伊根町朝妻(あさづま)地区
- 21 伊根町本庄・筒川(ほんじょう・つづかわ)地区
- 22 与謝野町桑飼(くわがしい)地区
- 23 与謝野町岩屋(いわや)地区
- 24 与謝野町与謝小学校区(よさしょうがっこう)地区

京都市

- 1 舞鶴市岡田中(おくだなか)地区
- 2 舞鶴市岡田下(おくだしも)地区
- 3 舞鶴市八雲(やくも)地区
- 4 舞鶴市神崎(かみさき)地区
- 5 舞鶴市吉美(きみ)地区
- 6 舞鶴市西八田(にしやた)地区
- 7 舞鶴市東八田(ひがしやた)地区
- 8 舞鶴市山家(やまが)地区
- 9 舞鶴市口上林(くちかみんばやし)地区
- 10 舞鶴市豊里(とよさと)地区
- 11 舞鶴市物部(ものべ)地区
- 12 舞鶴市中上林(なかかんばやし)地区
- 13 舞鶴市真上林(まかんばやし)地区

京都市・乙訓

- 19 南丹市岡部町西本柵(にしほんめ)地区
- 20 南丹市八木町北(きた)地区
- 21 南丹市八木町神吉(かみやし)地区
- 22 南丹市日吉町五ヶ荘(ごかしよう)地区
- 23 南丹市日吉町世木(せぎ)地区
- 24 南丹市日吉町胡麻郷(ごまごう)地区
- 25 京丹波町竹野(たけの)地区
- 26 京丹波町高瀬(たかはら)地区
- 27 京丹波町松山(ひのきやま)地区
- 28 京丹波町柳田(うめだ)地区
- 29 京丹波町三ノ宮(さんのみや)地区
- 30 京丹波町和知(わかち)地区
- 31 京丹波町和知第2ブロック(わかちいっく)地区
- 32 京丹波町和知第1ブロック(わかちいっく)地区
- 33 京丹波町和知西部(わかちせいぶ)地区

京都市・乙訓

- 4 和東町東和東(ひがしわかち)地区
- 5 南山城村高尾田山(たかおたやま)地区
- 6 南山城村野殿(のどのどうせんぼん)地区

京都市・乙訓

- 4 和東町東和東(ひがしわかち)地区
- 5 南山城村高尾田山(たかおたやま)地区
- 6 南山城村野殿(のどのどうせんぼん)地区

現行条例における「移住促進特別区域」の指定の要件 (条例第 5 条第 1 項各号)

【前提条件】

最近の国勢調査の結果による人口集中地区 (DID) の区域を除く地域

- (1) 空家及び農地の活用による移住の促進及び地域の活性化を図るための特別な対策を講じる必要があること
- (2) 当該区域において移住促進の取組が円滑かつ継続的に実施されると見込まれること
- (3) 市町村が広報活動等を通じ、申出の趣旨及び内容に関し、当該区域住民の理解を深め、その協力を得るよう努めること
- (4) 市町村が当該区域において継続的に移住を促進するための体制を整備すること
- (5) 市町村が区域内の空家及び耕作放棄地その他農地の実像の把握、実情に即した移住促進に関する施策を実施すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件に適合すること